

第四条 法第十二条第二項の河川現況台帳及び利台帳は、それぞれ調書及び図面をもつて組成する。

八 法第二十六条第一項の許可に係る工作物で
主要なもの

八 法第二十六条第一項の許可に係る工作物で
主要なもの

二 河川区域の境界
　　河川予定地の境界
　　河川保全立体区域の境界
　　河川予定立体区域の境界
　　河川保全区域の境界

三 河川区域の境界
　　河川区域内の土地の国有、地方公共団体有り
　　又は民有の別及び河川区域内の土地について
　　河川管理者が有する権原の概要

四 河川区域の境界
　　河川保全立体区域及びその指定の年月日
　　河川予定立体区域及びその指定の年月日
　　主要な河川管理施設の概要

五 河川区域の境界
　　河川保全立体区域及びその指定の年月日
　　河川予定立体区域及びその指定の年月日
　　河川保全区域の境界

六 河川区域の境界
　　河川保全立体区域及びその指定の年月日
　　河川予定立体区域及びその指定の年月日
　　河川保全区域の境界

七 河川区域の境界
　　河川保全立体区域及びその指定の年月日
　　河川予定立体区域及びその指定の年月日
　　河川保全区域の境界

八 河川区域の境界
　　河川保全立体区域及びその指定の年月日
　　河川予定立体区域及びその指定の年月日
　　河川保全区域の境界

九 河川区域の境界
　　河川保全立体区域及びその指定の年月日
　　河川予定立体区域及びその指定の年月日
　　河川保全区域の境界

十 河川区域の境界
　　河川保全立体区域及びその指定の年月日
　　河川予定立体区域及びその指定の年月日
　　河川保全区域の境界

十一 河川区域の境界
　　河川保全立体区域及びその指定の年月日
　　河川予定立体区域及びその指定の年月日
　　河川保全区域の境界

十二 河川の使用の許可等の概要
　　その他必要な事項

十三 河川現況台帳の図面は、付近の地形及び方位を表示した縮尺二千五百分の一以上（地形その他の事情により縮尺二千五百分の一以上とする必要がないと認められる場合においては、五千五百分の一以上）の平面図（河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域にあつては平面図、縦断面図及び横断面図）に、次に掲げる事項について記載をして調製するものとする。

3 水利台帳の図面は、付近の地形及び方位を表示した縮尺二千五百分の一以上（水利使用の状況により縮尺二千五百分の一以上とする必要がないと認められる場合においては、五千分の一以上）の平面図（河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域にあつては、平面図、縦断面図及び横断面図）に、第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項並びに同項第七号に規定する工作物の位置及び種類について記載をして調製するものとする。

法施行法第二十条第一項又は砂利採取法和四十三年法律第七十四号)第二十七条第一項の規定により、法第二十六条第一項の許可があつたものとみなされるものを含む。)の機能を維持するために行う取水口又は排水口の附近に積もつた土砂等の排除

三 地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域(法第六条第一項第三号の堤外の土地の区域に限る。)として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、河川管理者が治水上及び利水上影響が少ないと認めて指定した行為

二 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(高規格堤防特別区域における土地の掘削について許可を要しない場合の深さ)

第十五条の五 法第二十七条第一項第一号の政令で定める深さは、一・五メートルとする。

(樹林帯区域における通常の管理行為で許可を要しないもの)

第十六条 法第二十七条第三項第三号の政令で定める通常の管理行為は、次に掲げる竹木の伐採とする。

一 除伐、間伐、整枝等竹木の保育のために通常行われる竹木の伐採

二 枯損した竹木又は危険な竹木の伐採

(一級河川における舟又はいかだの通航の制限)

第十六条の二 河川管理者は、一級河川の河川管理施設である閘門(一級河川の河川管理施設である水門で河川管理者が指定したもの)を含む。以下この条において単に「閘門」という。)を通航する舟又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度を、閘門ごとに指定する。

三 舟又はいかだでその長さ、幅、水面上の高さ又は喫水が前項の規定により河川管理者が指定した最高限度をこえるものは、当該閘門を通航させなければならない。

一級河川の河川区域のうち河川が損傷し、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、若しくは他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため、舟若しくはいかだの通航を制限する必要があると認めて河川管理者が

4 河川管理者は、前項の規定により通航の方法を指定するときは、漁業その他の舟又はいかだを利用して行なわれる事業に支障を及ぼすことのないように配慮しなければならない。

5 第十五条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による指定について準用する。
(一級河川における竹木の流送の許可)

第十六条の三 一級河川において竹木の流送をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならぬ。ただし、河川管理者が指定した水域により行なう竹木の流送については、この限りでない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。
(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 河川を損傷すること。

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第二項各号において同じ。）に次に掲げるものを掩して、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの
ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獸の死体その他の汚物又は廃物

三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

イ 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内外の土地の区域
ロ 動植物の生息地又は生育地として特に保護する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内外の土地の区域

（汚水の排出の届出）

2 第十五条第二項の規定は、前項第一号イ及び第三号の規定による指定について準用する。

第十六条の五 河川に一日につき五十立方メートル（河川の流量、利用状況等により河川管理者がこれと異なる量を指定したときは、当該量

以上の汚水（生活又は事業（耕作又は養魚の事業を除く。）に起因し、又は附隨する廃水をいふ。以下同じ。）を排出しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところによつて、別表上欄に掲げる認可等の処分を受け、又は同欄に掲げる届出をしているときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 汚水を排出しようとする河川の種類及び住所

三 汚水を排出しようとする場所

四 汚水の排出の方法及び期間

五 排出しようとする汚水の量

六 排出しようとする汚水の水質

七 排出しようとする汚水の処理の方法

前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、若しくはその届出に係る同項第三号から第七号までに掲げる事項を変更したとき又は汚水の排出を廃止したときは、遅滞なく、その旨を河川管理者に届け出なければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第一項ただし書に規定する事項について、別表上欄に掲げる認可等の処分をし、若しくは同欄に掲げる届出を受理し、又は同表下欄に掲げる命令等の処分（汚水の排出に係るものに限る。）をした行政庁は、遅滞なく、その旨を河川管理者に通報するものとする。

第十五条第二項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

（緊急時の措置）

第十六条の六 河川管理者は、異常な渴水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を関係行政機関、関係地方公共団体及び利害関係を有すると認められる関係河川使用業者（法第三十八条に規定する関係河川使用業者をいう。）に通報するものとする。

前項に規定する場合には、河川管理者は、当該支障を除去するためには必要な限度において河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること、汚水の排出を一時停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第十六條の七 洪水、津波又は高潮のおそれがあつたときは、河川区域内にある舟、いかだ等についての堆積する者、管理者又は占有者は、当該物件を係留する等当該物件が洪水、津波又は高潮によつて流されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。ただし、当該措置を講ずる者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可)

第十六条の八 次の各号の一に掲げる行為をしてとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならぬ。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない。

一 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。

二 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。

第三十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(許可に基づく地位の承継)

第十六条の九 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第十六条の三第一項又は前条第一項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、分割前の法人が受けた第十六条の三第一項若しくは前条第一項の許可に係る竹木の流送若しくは物件の洗浄を行うこととなる法人又は同項の許可に係る同項の許可を受けた者、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地を使用する権利を取得した者についても、当該土地の使用に関する権利を有するときは、同様とする。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、河川管理者との旨を届け出なければならない。（経過措置）

第十六条の十 一級河川、二級河川又は河川区域の指定の際現に権原に基づき、第十六条の第三条第一項又は第十六条の八第一項の規定により許可をする行為を行なつてゐる者は、従前と同様の条件により、当該行為についてこれらの規定による許可を受けたものとみなす。

2 一級河川又は二級河川の指定の際現に第十六条の五第一項の規定により届出を要する行為を行なつてゐる者は、当該指定の日から二月以内に、国土交通省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を河川管理者に届け出なければならない。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。（国の特例）

第十六条の十一 国が行なう事業についての第十六条の三第一項及び第十六条の八第一項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可があつたものとみなす。

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は同法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第八条に規定する部隊等をいう。）についての第十六条の八第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第二百七十九号）の定めるところによる。（河川協力団体の特例）

第十六条の十二 法第五十八条の八第一項の河川協力団体が法第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。（地方公共団体等の特例）

第十六条の十三 法第九十九条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。

（完成検査を受けなければならない工作物）

第十七条 法第三十条第一項の政令で定める工作物は、次の各号の一に該当するものとする。

一 法第四十四条第一項のダム
二 河川管理施設と効用を兼ねる工作物
三 堤防を開削して設置される工作物

（流水占用料等の額の基準等）

第十八条 法第三十一条第一項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。

一 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）の目的及び

二 流水の占用等に係る公益的な事業の適正化態様に応じて公正妥当なものであること。

三 発電のための流水占用料等につては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること。

四 流水の占用等をすることができる期間が、法第三十二条第一項の流水占用料等の徴収に関することは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 流水の占用等をすることができる期間が、当該流水の占用等に係る法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収する

こと。ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認められる場合として条例で定める場合には、当該期間の分の流水占用料等を一括して徴収することができる。

二 法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による处分により、流水の占用等をすること

ができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、当該許可若しくは登録を受けた者の申

請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、流水の占用等をすること

ができる。

（河川に係る権利を有する者）

第二十条の三 法第三十六条第四項の水利使用で政令で定めるものは、特定水利使用とする。

（関係都道府県知事等の意見を聴かなければならぬ水利使用）

第二十一条 法第三十八条の政令で定める河川に關し権利を有する者は、漁業権者及び入漁権者とする。（損失の補償に関する河川管理者の裁定）

第二十二条 法第四十二条第二項の規定により、河川管理者の裁定を求める者は、国土交通省令で定める様式に従い、次の各号に掲げた事項を記載した裁定申請書の正本一部及び相手方の数に二を加えた部数の副本を河川管理者に提出しなければならない。

三 二以上の都府県の区域にわたつて行われる

水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれの微収すべき流水占用料等の額を定めるこ

と。（関係行政機関の長との協議を要しない水利使用）

第十九条 法第三十五条第一項の政令で定める流水の占用は、特定水利使用に係るもの以外のもとのとする。（関係市町村長の意見をきかなければならぬ水利使用）

第二十条 法第三十六条第二項の水利使用で政令で定めるものは、特定水利使用とす。（関係都道府県知事の意見を聽かなければならぬ一级河川の管理）

第二十条の二 法第三十六条第三項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条の許可又は法第二十六条第一項の許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）とする。（関係都道府県の意見を聽かなければならぬ一级河川の管理）

2 河川管理者は、裁定を行つたときは、遅滞なく、裁定申請者及び相手方に裁定書の謄本を送付しなければならない。ただし、送付すべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送付することができないときは、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報にその内容を掲載することによって送付に代えることができる。

3 裁定は、書面で行い、かつ、理由を付し、河川管理者がこれに記名押印をしなければならない。

4 河川管理者は、裁定を行つたときは、遅滞なく、裁定申請者及び相手方に裁定書の謄本を送付しなければならない。ただし、送付すべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送付することができないときは、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報にその内容を掲載することによって送付に代えることができる。

（河川の從前の機能を維持するために必要な措置をとらなければならないダム）

2 河川の從前の機能を維持するために必要な措置をとらなければならないダム

3 河川管理者がこれに記名押印をしなければならない。

4 河川管理者は、裁定を行つたときは、遅滞なく、裁定申請者及び相手方に裁定書の謄本を送付しなければならない。ただし、送付すべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送付することができないときは、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報にその内容を掲載することによって送付に代えることができる。

（河川の從前の機能を維持するために必要な措置をとらなければならないダム）

2 河川の從前の機能を維持するために必要な措置をとらなければならないダム

3 河川管理者がこれに記名押印をしなければならない。

4 河川の從前の機能を維持するために必要な措置をとらなければならないダム

2 河川の從前の機能を維持するために必要な措置をとらなければならないダム

3 河川管理者がこれに記名押印をしなければならない。

4 河川の從前の機能を維持するために必要な措置をとらなければならないダム

2 河川の從前の機能を維持するために必要な措置をとらなければならないダム

3 河川管理者がこれに記名押印をしなければならない。

一 裁定申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

二 相手方の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

三 損失の事実

四 損失の補償の見積り及びその内容

五 協議の経過

六 裁定申請の年月日

七 その他参考となるべき事項

ある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゆんせつ、貯水池末端附近における自然排砂を促進させるための予備放流その他これらに類する措置を行なわせること。

二 前条第一号又は第二号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチャージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方により、当該増加流量を調節することができると認められる容量を確保させること。

(水位等の観測をしなければならないダム)

第二十五条 法第四十五条のダムで政令で定めるものは、洪水吐ゲートを有するダムとする。

(観測施設の設置の基準)

第二十六条 法第四十五条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該ダムに係る集水地域の面積が二百平方キロメートル未満の場合は一以上、二百平方キロメートル以上六百平方キロメートル未満の場合は二以上、六百平方キロメートル以上の場合は三以上の雨量計を、河川、気象等の状況を考慮して当該集水地域内に適正に設置すること。

二 当該ダムに係る集水地域の全部又は一部が積雪地域に属する場合は、一以上の雪量計を、河川、気象等の状況を考慮して当該集水地域内に適正に設置すること。

三 ダムの直上流部に水位計を設置するものとし、特に貯水池への流入量の変動をあらかじめ知る必要がある場合には、それぞれ貯水池の上流又はダムの下流にも水位計を設置すること。

四 雨量計及び水位計は、自記のものとすること。

2 前項の規定の適用については、当該ダムの設置者以外の者が設置した雨量計、雪量計又は水位計で、当該ダムの設置者がその観測の結果をすみやかに知ることができるものがあるときは、当該雨量計、雪量計又は水位計は、当該ダムの設置者が設置したものとみなす。

(観測の結果等の通報)

第二十七条 法第四十六条第一項の規定による通報は、観測の結果については各観測地点における

る時間雨量及び累計雨量並びに貯水池への流入量及び累計流入量について、操作の状況については放流の予定、放流量、ゲートの開度、貯水池の水位その他必要な事項について行なうものとする。

(通報施設の設置の基準)

第二十八条 法第四十六条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 洪水時ににおいても通報することができる施設であること。

二 通報をすみやかに、かつ、的確に行なう上において重要な区間は、無線電話その他の専用の通信施設によること。

(ダムの操作規程)

第二十九条 法第四十七条第一項の操作規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 貯留及び放流の方法に関する事項。

二 ダム及びダムを操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項。

三 ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項。

四 放流の際によるべき措置に関する事項。

五 その他ダムの操作の方法に関する必要な事項

第三十条 法第四十七条规定のダムで政令で定めるものは、第二十三条第一号及び第二号に掲げるものとする。

(危害防止のための措置)

第三十一条 ダムを設置する者は、ダムの操作に

関し、法第四十八条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するときは、ダムを操作する日時のほか、その操

作によつて放流される流水の量又はその操作によつて上昇する下流の水位の見込みを示してこ

れを行い、同条の規定により一般に周知させるときは、国土交通省令で定めるところにより、

その操作を行なうダムの名称及び位置その他の国

土交通省令で定める事項について、立札による掲示を行うとともに、電気通信回線に接続して

行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信され

ることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供するほか、サイン、警鐘、拡声機等により

警告しなければならない。

2 (管理主任技術者の資格)

第三十二条 法第五十条第一項の政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校、旧大學令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)後、ダム又は河川の管理に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。

二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、ダム又は河川の管理に関して五年以上の実務の経験を有する者であること。

二 土木に関する課程を修めて卒業した後、ダム又は河川の管理に関して五年以上の実務の経験を有する者であること。

二 地表から深さ一・五メートル以内の土地の掘さく又は切土

一 耕耘

二 次に掲げる行為で、これらの行為による載荷重の増加が一平方メートルにつき二トン未満のもの

二 地表から高さ一メートル以内の盛土

一 地表から深さ一・五メートル以内の土地の掘削又は切土

二 地上又は地表から深さ一メートル以内の地下における工作物の除却

三 地表から深さ一・五メートル以内の土地の掘削又は切土

二 地上又は地表から深さ一メートル以内の地下における工作物の新築又は改築

一 地表から深さ一・五メートル以内の土地の掘削又は切土

二 地上又は地表から深さ一メートル以内の地下における工作物の保全上影響が少ないと認めて指定した行為

二 地上又は地表から深さ一メートル以内の地下における工作物の新築又は改築

2 第十五条第一項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(河川予定地における行為で許可を要しないもの)

第三十五条 法第五十七条第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 耕耘

二 地表から深さ一・五メートル以内の土地の掘さく又は切土

三 地表から深さ一・五メートル以内の土地の掘削又は切土

四 地上又は地表から深さ一メートル以内の地下における工作物の除却

五 河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為

(河川保全立体区域における物件の集積による指定について准用する。)

2 第十五条第二項の規定は、前項第五号の規定による指定について准用する。

(河川保全立体区域における物件の集積について許可を要する場合の重量)

2 第十五条第三号の四第一項第三号の政令で定める重量は、二トンとする。

(河川予定立体区域における行為で許可を要しないもの)

第三十五条の四 法第五十八条の六第一項ただし書の政令で定める行為は、第三十五条各号に掲げる行為とする。

(河川に関する費用)

第三十六条 都道府県が法第六十条第一項の規定により負担すべき金額は、河川の管理に要する費用の額(法第六十七条、第六十八条第二項、

第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第十四条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下「負担基本額」という。)に法第六十条第一項に規定する都道府県の負担割合を乗じて得た額とする。

(一級河川の管理に要する費用の特例負担率に係る大規模な工事)

（納付）
る。
第三十七条の三 都道府県等が法第六十五条の四
第一項の規定により負担すべき金額は、特定維持に
要する費用の額（法第六十七条の規定による負担金
があるときは、当該費用の額から当該負担金を控除した
額）に相当する額とする。
（国土交通大臣の行う特定維持に要する費用に
ついての都道府県等の負担）

金を財源とする費用の支出時期に遅れないよう、
に支出しなければならない。

(法第七十条の二第二項の協議等の内容等)

第三十八条の三 河川管理者は、法第七十条の二
第二項の規定により、協議し、意見をきき、
び同意を得ようとするときは、当該河川工事に
関し、目的、計画の概要、流水の状況の改善に
関する事項、特別水利使用者に関する事項並びに
費用及び費用の負担に関する事項を明らかに
しなければならない。

の供給を受けようとした異なることをいう。(以下同じ。)をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額として第二項の規定により算出した額

事業が縮小された場合において、かんがい又は発電以外の用途(以下この条において「特定用途」という。)に係る部分を縮小した特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、前項の規定にかねらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とし、事業から撤退をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、同項の規定にかつらず、次り各

雪でこれに要する費用の額が百二十億円を起すもの。（以下「大規模改良工事」という。）とする。

一 時留量八百万立方メートル以上のダム
二 湖沼水位調節施設
三 長さ七百五十メートル以上の導水路、放水路

四面積百五十ヘクタール以上の遊水池
長さ百五十メートル以上の堰又は床止め
前各号に掲げる施設に類する施設で国土交

（都道府県知事の行う改良工事に要する費用についての国の負担）

第三十七条 法第六十条第二項の規定による指定
区間内の一級河川の改良工事に要する費用につ
いての国の負担及び法第六十二条の規定による
一級河川の改良工事に要する費用についての国

二級河川の改良工事は要する費用についての国の負担は、これらの費用に係る負担基本額について行なうものとする。

総合的な保全と利用に関する基本方針に沿つて、計画的に実施すべき二級河川の改良工事に要する費用についての法第六十二条の規定による国

の負担の割合は、二分の一とする。
（国土交通大臣の行う特定河川工事に要する費用についての都道府県等の負担）

第三十七條の二 都道府県等が法第六十五条の二
第一項の規定により負担すべき金額は、特定河川工事に要する費用に係る負担基本額から、当該都道府県等の長が自ら当該特定河川工事を行

うこととした場合に国が当該負担基本額を基準として当該都道府県等に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

都道府県等が法第六十五条の三第二項の規定により負担すべき金額は、二級河川の修繕に要

金を財源とする費用の支出時期に遅れないよう
に支出しなければならない。

(法第七十条の二(第二項の協議等の内容等))

**三十八条の三 河川管理者は、法第七十条の二
第二項の規定により、協議し、意見をきき、又
び同意を得ようとするときは、当該河川工事に
関し、目的、計画の概要、流水の状況の改善に
関する事項、特別水利使用者に関する事項並び
に費用及び費用の負担に関する事項を明らかに
しなければならない。**

河川管理者は、前項に掲げる事項を変更しよ
うとするときは、あらかじめ、法第七十条の二
第二項の規定の例により、関係行政機関の長に
協議し、及び関係都道府県知事又は関係市町村
長の意見をきくとともに、特別水利使用者の同
意を得なければならぬ。

(特別水利使用者負担金の額の算出方法)

**三十八条の四 法第七十条の二第一項の河川工
事(かんがい)又は発電のため流水を占用する特
別水利使用者に対する水の供給を確保するこ
とをその目的に含むものを除く。以下「流況調整
河川工事」という。)に要する費用について同
項の規定により河川管理者が負担させる負担金
(以下「工事負担金」という。)の額は、当該工事
次項第一号ロにおいて同じ。)に特別水利使用
者の負担割合(身替り支出法を基準として算定
する割合をいう。以下この条において同じ。)を
る額が含まれるときは、当該額を控除した額
を乗じて得た額並びにその者に当該流況調整河
川工事により設置する河川管理施設(以下「法
規調整河川管理施設」という。)を利用させる
ことにつき課されるべき消費税に相当する額乃
び当該課されるべき消費税の額を課税標準とし
て課されるべき地方消費税に相当する額とす
る。**

不要支出額

一 流況調整河川工事に関する事業(以下この
一条、第三十八条の六及び第三十八条の八第二
号において「事業」という。)の縮小に係る
ことによる事項を変更する場合であつて当該変更並
びに事業からの撤退(当該事業に係る特別水利使
用者が、その後の事情の変化により当該事
業に係る流況調整河川管理施設を利用して水

の供給を受けようとしたこと(以下同じ)をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額として第二項の規定により算出した額

事業が縮小された場合において、かんがい又是発電以外の用途(以下この条において「特定用途」という。)に係る部分を縮小した特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、前項の規定にかかるらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とし、事業からの撤退をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、同項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めた額とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつた場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

イ 当該事業の縮小に係る不要支出額

ロ 当該事業の縮小後において、流況調整河川工事に要する費用の額に消費税及び地方消費税に相当する額から国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額に河川の流水の状況の改善及び流水によつて生ずる公害の除却又は軽減のための用途(以下この条及び第三十八条の六第二項において「治水関係用途」という。)に係る負担割合を乗じて得た額が、当該治水関係用途に係る身替り建設費を超えるときは、当該超える額、当該身替り建設費を超えないときには零

ハ 当該事業の縮小後において、流水を特定用途に供する特別水利使用者の前項の規定

<p>E f 前号口に掲げる額。この場合において、同号口中「当該治水関係用途に係る身替り建設費」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る身替り建設費」とする。</p>
<p>E w 前号ハに掲げる額</p>
<p>U f 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額</p>
<p>U w 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額</p>
<p>U w 事業が縮小された場合において、特別水利使用者の第一項の規定により算出した額からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び</p>

ロ すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額からいに掲げる額を控除した額と、すべての特別水利使用者の撤退後に当該事業に係る流況調整河川管理施設のうち治水関係用途に係る部分のみの河川工事に要する推定の費用の額とを合算した額が、当該治水関係用途に係る身替り建設費を超えるときには、当該超える額、当該身替り建設費を超えないときには零。

二 すべての特別水利使用者の事業から併せて治水関係用途に係る部分の縮小がなった場合、次の式により算出した額。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

$$(U + E_f) \times (U_w / (U_f + U_w))$$

(この式において、U、E_f、U_f及びU_wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

6 ついて法第七十条の二第一項の規定により河川管理施設の管理に要する費用に
7 管理者が負担させる負担金（次項において「管理負担金」という。）の額は、当該流況調整河川管理施設の管理に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に特別水利使用者の負担割合を乗じて得た額並びにその者のために行う当該流況調整河川管理施設の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び
課されるべき消費税の額を課税標準として
河川管理者は、前項の規定により管理負担金を算出することが著しく公平を欠くと認められ

第三十八条の七 (特別水利使用者負担金の徴収)
国土交通大臣が負担させる負担金は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期日に徴収するものとする。
事業からの撤退をした特別水利使用者が負担すべき負担金の額として第三十八条の四第二項又は第四項の規定により算出した額が、当該者が事業からの撤退をする前に既に納付した工事負担金の額を超える場合における当該超える額に相当する負担金は、前項の規定にかかるはず、当該事業からの撤退後に国土交通大臣が定めるところにより徴収するものとする。
(工事負担金の還付)
第三十八条の八 国又は都道府県は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に

二
撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小又は事業からの特定用途に係る部分の縮小があつた場合、次の式により算出した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした特別利用者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における前号イに掲げる額の合計額に対する者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における同号イに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

$$(U + E_f + E_w) \times (U_w / (U_f + U_w))$$

(一)この式において、 U 、 E_f 、 E_w 、 U_f 及び U_w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

丁 前号イに掲げる額

号に定める額とする。これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 治水関係用途に係る部分のみの河川工事が継続される場合（次号に規定する場合を除く。）次に掲げる額を合算した額。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

イ すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額

ロ すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額からいに掲げる額を控除した額と、すべての特別水利使用者の撤退後に当該事業にての特別水利使用者の収支後に当該事業に

三 治水関係用途に係る部分の河川工事が継続されない場合、すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額（当該不要支出額が、すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額に事業からの撤退をした特別水利使用者の負担割合（事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該二以上の者の中の負担割合の合計）を乗じて得た額を超える場合には、当該負担割合を乗じて得た額）。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、その額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。第一項の負担割合は、流況調整河川工事の目的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その代替り支出法を基準とする場合の適用についても同様である。

第三十八条の六 第三十八条の四第一項第一号及び第二項第一号イに規定する事業の縮小に係る不要支出額は、流況調整河川工事に要する費用の額と、当該事業の縮小後の流況調整河川管理施設が有する効用と同等の効用を有する施設の建設に要する推定の費用の額との差額とする。

第三十八条の四第四項第一号イ及び第三号に規定するすべての特別水利使用者の事業からなる撤退に係る不要支出額は、当該撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額と、当該撤退までに建設した当該流況調整河川管理施設のうち治水関係用途に供することができると認められる部分の建設に要する推定の費用の額との差額とする。

により算出した額からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該特別水利使用者の身替り建設費（当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の身替り建設費）を超えるときには当該超える額（身替り建設費を超える特別水利使用者が二以上あるときは、当該超える額）、当該身替り建設費を超えないときには零

4 地方消費税に相当する額を控除した額が、当該者の身替り建設費（当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の身替り建設費）を超えるときは、当該者が負担する工事負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額を控除した額とする。

すべての特別水利使用者が事業からの撤退をした場合において、特別水利使用者（当該撤退前に事業からの撤退をしての特別水利使用者を除く。以下この項において同じ。）が負担する工事負担金の額は、第一項の規定にかかる

E f 前号口に掲げる額。この場合において、同号口中「当該治水関係用途に係る身替り建設費」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る身替り建設費」とする。

U f 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U w 事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

るときは、特別水利使用者の意見を聴いて、別
に管理負担金の額を定めることとする。

6 河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿つて計画的に実施すべき道の区域内の指定河川以外の二級河川の改良工事（法第十六条の三第一項の規定による協議に基づき市町村長が行うもの）を除く。）のうち、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る工事に要する費用については、法第六十二条の規定にかかるわらず、国が、負担基本額に五分の三を乗じて得た額を負担し、その他の工事に要する費用については、同条の規定にかかるわらず、国が、負担基本額に十分の五・五を乗じて得た額を負担する。

（流水占用料等の帰属等の特例）

第四十三条 指定区間外及び特別指定区間内的一級河川並びに指定河川に係る流水占用料等は、法第三十二条第一項の規定にかかるわらず国土交通大臣が徴収し、同条第三項の規定にかかるわらず国の収入とする。

2 国土交通大臣が指定区間外及び特別指定区間内の一級河川について行う法第二十三条、第二十四条及び第二十五条の許可、法第二十三条の二の登録並びに当該許可又は登録に係る法第七十五条の規定による处分については、法第三十二条第四項の規定は、適用しない。

3 道知事は、特別指定区間に内の一級河川及び指定河川について法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を国土交通大臣に通知しなければならない。当該許可又は登録について法第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（指定河川に係る廃川敷地等の特例）

第四十四条 指定河川に係る廃川敷地等については、法第九十三条の規定は、適用しない。

第四章 雜則

二 河川整備計画を定め、又は変更すること。

三 次に掲げる施設に係る改良工事のこと。

イ ダム（基礎地盤から堤頂までの高さが十メートル未満のものを除く。）

ロ 地下に設ける河川管理施設で国土交通省令で定めるもの。

四 特定水利使用以外の水利使用で第二十条の二各号に掲げるものに関する法第二十三条の許可、法第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）若しくは法第三十四条第一項に規定する許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する法第二十四条の許可を除く。）に係る同項の承認又はこれらの許可若しくは承認に係る法第七十五条の規定による処分

五 ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上影響が著しいと認められるものに係る法第二十六条第一項の許可（水利使用に関するもの）及び当該許可に係る法第七十五条の規定による処分

六 河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすそれがあると認められる土地の掘削等に係る法第二十七条第一項の許可

（国土交通大臣への協議）

第四十六条 法第七十九条第二項第二号の河川工事で政令で定めるものは、前条第二号に掲げる施設に係る改良工事とする。

第四十六条の二 法第七十九条第二項第三号の河川工事で政令で定めるものは、第四十五条第二号に掲げる施設に係る改良工事とする。

第四十七条 法第七十九条第二項第四号の政令で定める水利使用は、特定水利使用とする。
(河川管理者への届出)

第四十八条 法第八十八条の政令で定めるものは、法第二十三条の許可又は法第二十三条の二の登録を受けたものとみなされる者とする。

法第八十八条の規定による届出は、一級河川又は二級河川の指定があつた日から一年以内に、国土交通省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した書面を河川管理者に提出して行なうものとする。

二 流水を占用している者の氏名及び住所並びに代表者（注）の氏名
人にあつては、その名称及び住所並びに代表者（注）の氏名

三 流水の占用の目的
四 占用している流水の量
五 流水の占用の条件
六 取水口又は放水口の位置その他の流水の占用の場所
七 流水の占用のための施設
八 流水の占用に係る事業の概要その他参考となるべき事項
(廃川敷地等の公示)

第四十九条 河川区域の変更又は廃止により廃川敷地等が生じたときは、従前当該河川を管理していた者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
(廃川敷地等の管理の期間)

第五十条 法第九十三条第一項の政令で定める期間は、十月とする。

(廃川敷地等の交換)

第五十一条 廃川敷地等と新たに河川区域との土地との交換は、価額の差額がその高価なものとの価額の二分の一未満の場合にのみ行なうことができる。
2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

第五十二条 法第九十三条の規定により廃川敷地等の譲与を受けようとする都道府県は、次の各号に掲げる事項を記載した譲与申請書に開国河川に係る廃川敷地等の譲与を申請する理由書を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 廃川敷地等が生じた年月日
二 廃川敷地等の位置
三 廃川敷地等の種類及び数量
四 廃川敷地等の譲与を必要とする理由
五 その他参考となるべき事項
(権限の委任)

第五十三条 法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる管理については、この限りがない。

二 河川整備基本方針を定め、又は変更する」と。
二 特定水利使用（国土交通省令で定めるものに限る。）に関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項、第四十二条第二項、第四十三条第一項及び第六项、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び第四项、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第二项、第五十八条の四第一項、第五十八条の六第一項及び第二项、第七十五条並びに第七十六条の規定による権限。
三 前号に規定する特定水利使用に関する法第三十二条第四項、第三十五条、第三十六条第一項及び第九十条第一項に規定する権限（次項各号に掲げる権限のみに係るものと除く。）
四 第二条第一項第五号に規定する権限（第二号に規定する特定水利使用に係るものに限る。）
前項に規定するもののほか、法に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、同項第二号に規定する特定水利使用に関する次に掲げるものであつて、これらの権限以外の法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限に基づく处分をする行為を伴わない行為に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。
一 法第二十三条の規定による处分で、流水の占用の場所の変更又は許可の期間の更新のみに係るもの（許可の期間の更新に係るものにあつては、当該許可に係る流水の占用を行つてない者に係るものと除く。）を行うこと。
二 法第二十四条の規定による处分で、許可の期間の更新又は次号に掲げる行為のみに係るもの（許可の期間の更新に係るものにあつては、当該許可に係るものと除く。）を行ふこと。
三 法第二十六条第一項の規定による处分で、流水の占用のための工作物の新築及び貯留量の増加をもたらすダムの改築その他流水の占用のための工作物の改築で国土交通省令で定めるもの以外のもののみに係るものを行ふこと。
四 法第四十七条第一項又は第四項の規定による处分で、第二十三条第一号又は第二号に該当するダムに係るもの（国土交通省令で定め

るものに限る。) 以外のもののみに係るもの

法第二十七条第一項、第五十五条第一項、

第五十七条第一項及び第二項、第五十八条の四第一項並びに第五十八条の六第一項及び第

四第一項並ては第五十ノ条の六第一項及び第二項の規定による権限

法及びこの政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及

北海道開発局長に委任する。ただし、第二号

国土交通大臣が自ら
擲ける権限については
うことを妨げない。

法第十六条の四第一項及び第十六条の五第二項の規定による権限

法第七十八条第一項に規定する権限
を第七十九条第一項に規定する権限

法第七十九条第一項に規定する権限
法第七十九条第二項に規定する権限（同項）

第一号に規定する处分に係る権限にあつては国土交通省令で定める河川整備基本方針に係

るものを除くものとし、同項第四号に規定する

る処分に係る権限にあっては第一項第二号に規定する特定水利使用に係るもの(除く。)

第十条の八第一項及び第四項並びに第十条
の九第一項及び第四項の規定による権限

第三十二条第三号の規定による権限

地方公共団体等へ委託することができる河川
理施設)

十四条 法第九十九条第一項の政令で定める
川管理施設は、関係地方公共団体に委託する

月桂冠が販売する「月桂冠」の名前は、この水門の名前から取られた。

作の及ぼす影響が当該関係地方公共団体の区域に限られるものとし、同項に規定する者であ

て関係地方公共団体以外のものに委託する場合であっては提携、床上めその他その操作を半

はこの一回は成功。反正の仕事の操作を何もないものとする。

準用河川の指定等)

より河川を指定しようとする場合において、該河川が他の市町村との境界に係るものである。

詔済ノが他の市町村との境界に係るものであ
ときは、当該他の市町村長に協議しなければ

市町村長は、法第百条第一項の規定により河
らない。

を指定するときは、国土交通省令で定めると
ころより、水系^{一二}、その名称及び区間を

その名稱及び団體を示しなければならない。

準用河川の指定の変更又は廃止の手続は、前項の規定による指定の手続に準じて行われなければならない。

第五十七条の四		第五十一条の四		第五十三条の三項		第三十八条の三項		第四十一条第二項、道知事		都道府県の 他の都府県	
第十条の八	第十条の七	第一号	第七十条の七	第七十七条	第三条、第 一項 第五条第一 項第三号	第十八条第二 項第三号	第三条、第 一項 第五条第一 項第三号	市町村長	都道府県の 指定都市の 長	都道府県	指定都市の 長
第二項	第三項	第四条	都道府県の事務所	一級河川に係るもの、関係市町村の 事務所	一級河川については第三号及び第 四号に掲げる事項 を、二級河川につい ては第三号	海道開発局の事務所（北 整備局の事務所） を含む。第三十九条 の三第一項第一号に おいて同じ。）におい て、二級河川に係る ものにあつては関係	市町村の 事務所	（この政令の規定の準用河川への準用）	（この政令の規定の準用河川への準用）	都道府県から 第二条の三まで、第五条第一項（第四号に 係る部分に限る。）、第九条の二、第十条から第 十条の六まで、第十六条の二、第十六条の三、第 十六条の十三及び第十九条から第二十条の三 までを除く。）、第三十七条の二、第三十七条の 三、第三十八条第二項及び第三項、第三十九 条、第二章の二、第四十八条から第五十二条ま で、第五十八条、第五十九条（第二号及び第三 号に係る部分に限る。）、第六十条（第二号に係 る部分に限る。）並びに第六十一条から第六十 三条までの規定は、準用河川について準用す る。この場合において、次の表の上欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。	都道府県から 第二条の三まで、第五条第一項（第四号に 係る部分に限る。）、第九条の二、第十条から第 十条の六まで、第十六条の二、第十六条の三、第 十六条の十三及び第十九条から第二十条の三 までを除く。）、第三十七条の二、第三十七条の 三、第三十八条第二項及び第三項、第三十九 条、第二章の二、第四十八条から第五十二条ま で、第五十八条、第五十九条（第二号及び第三 号に係る部分に限る。）、第六十条（第二号に係 る部分に限る。）並びに第六十一条から第六十 三条までの規定は、準用河川について準用す る。この場合において、次の表の上欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。
都道府県等	都道府県等（法 市町村長	都道府県の事務所	導水路	導水路	導水路	第七十四条	第七十四条	第七十四条	第七十四条	都道府県	指定都市の 長
第二項	第六十六条の四第一項	第七十条の八	第七十条の二（第三 七十条を除く。）	第一号	第十条の八	第十条の七	第一条	第三項	第二項及び 項を除く。）、第七十	都道府県等	都道府県等（法 市町村長

第五十七条の五

この政令の規定により地方公共
二七二されて、る事務のうう次

に自動車その他の河川
を入れた者

川管理者が指定したものに該当する者は、三十万円又は第三項の規定に違反を通航させた者

六条の十三、第二十二条第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条の二第一項、第三十八条の三第二項、第三十八条の八、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の六、第三十九条の七並びに第四十三条第三項の規定により、二級河川に關して都道府県又は指定都市が處理することとされてゐる事務

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附
則

罰金に処する。

第六十二条

三第一
けた者

二
詐
欺

一
第十

万円以下

第六十一項各品

二
第十

一
第十一

に自動車その他の河川管理者が指定したもの
を入れた者

一 河川法施行規程（明治二十九年勅令第二百三十六号）

二 河川台帳令（明治二十九年勅令第三百三十二号）

三 河川予定地制限令（明治三十年勅令第三百七十七号）

四 河川法準用令（明治三十二年勅令第四百四十四号）

五 河川附近地制限令（明治三十三年勅令第三百号）

六 廃川敷地処分令（大正十一年勅令第三百三十一号）

七 廃川敷地特別処分に關する件（大正十二年勅令第三百十号）

八 北海道庁河川監守給与品及貸付品規則（大正十二年勅令第三百三十六号）	九 北海道府河川監守服制（大正十二年勅令第三百三十八号）	十 河川行政監督令（大正十五年勅令第二百九十九号）
十一 北海道指定河川特例（昭和九年勅令第三百八号）	十二 都府県の境界に係る河川の附属物の管理等の特例に関する政令（昭和二十八年政令第三百八号）	十三 河川法第九条に規定する下級行政庁を定める政令（昭和二十八年政令第三百九号）
十四 洪水防ぎよのための処分に因る損害の補償手続に関する政令（昭和二十八年政令第三百十号）	十五 他の都府県又は他の都府県内の公共団体に河川工事等の費用を負担させる場合の手続に関する政令（昭和二十八年政令第三百一十一号）	十六 河川法第六条第二項の規定に基く政令（昭和三十二年政令第一百八十六号）
十七 河川における土地の掘さく、盛土及び切土の規制に関する政令（昭和三十七年政令第三百四十五号）	十八 河川の経過措置	十九 河川法施行法（以下「施行法」という。）
（河川区域の経過措置）	（河川の経過措置）	（平成二十二年度の特例）

第三条 河川法施行法（以下「施行法」という。）	第三条 河川の経過措置	第三条 河川法施行法（以下「施行法」という。）
（河川区域の経過措置）	（河川の経過措置）	（河川区域の経過措置）
第三条の政令で定める日は、道の区域内に存する河川に関しては、昭和五十六年三月三十一日とする。	第三条の政令で定める日は、道の区域内に存する河川に関しては、昭和五十六年三月三十一日とする。	第三条の政令で定める日は、道の区域内に存する河川に関しては、昭和五十六年三月三十一日とする。
（平成四年度までにおける一級河川の改良工事に要する費用の特則に係る大規模な工事）	（平成四年度までにおける一級河川の改良工事に要する費用の特則に係る大規模な工事）	（平成四年度までにおける一級河川の改良工事に要する費用の特則に係る大規模な工事）
二 湖沼水位調節施設	二 湖沼水位調節施設	二 湖沼水位調節施設
二 長さ五百メートル以上の堰又は床止め	二 長さ五百メートル以上の導水路、放水路又は捷水路	二 長さ五百メートル以上の導水路、放水路又は捷水路
三 面積百ヘクタール以上の遊水池	三 面積百ヘクタール以上の遊水池	三 面積百ヘクタール以上の遊水池
四 長さ百メートル以上の堰又は床止め	四 長さ百メートル以上の堰又は床止め	四 長さ百メートル以上の堰又は床止め
五 前各号に掲げる施設に類する施設で建設大臣が指定するもの	五 前各号に掲げる施設に類する施設で建設大臣が指定するもの	五 前各号に掲げる施設に類する施設で建設大臣が指定するもの
（廃川敷地等の下付）	（廃川敷地等の下付）	（廃川敷地等の下付）

第七条 施行法第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治二十九年法律第七十一号。以下「旧法」という。）第四十四	第八条 施行法第二十条第二項の規定による流水の占用の許可を受けたものは、附則第二条の規定による廃止前の河川法施行規程第十一条第一項の規定により旧法第十八条の規定による流水の占用の許可を受けたものとみなされる者とする。（河川管理者への届出をしなければならない者）
（この政令は、公布の日から施行する。）	（この政令は、昭和四十五年八月七月日政令第二三十号）抄
（この政令は、公布の日から施行する。）	（この政令は、公布の日から施行する。）
（この政令は、公布の日から施行する。）	（この政令は、公布の日から施行する。）
（この政令は、公布の日から施行する。）	（この政令は、公布の日から施行する。）

二 附 則（昭和四五年三月三一日政令第四〇号）	二 附 則（昭和四五年三月三一日政令第四〇号）
（この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。）	（この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。）

基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。(昭和六十二年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度(昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年九月四日政令第二十九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二九日政令第三二七号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年四月一〇日政令第一〇八号)

(施行期日)

改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令(附則第三条の二及び第十五条第一項の規定を除く。)及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、平成元年度及び平成二年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国

負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年六月二〇日政令第一七九号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成元年六月二十一日から施行する。

附 則 (平成一年三月三〇日政令第八〇号)
(施行期日)
1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成元年度以前の年度の予算に係る一級河川の改良工事のうち、河川法施行令第四十二条第一項各号に掲げる施設に関する工事でこれに要する費用の額が百億円を超えて、かつ、百二十億円以下のものについて、その工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が平成二年度以降に繰り越された場合においては、当該工事に要する費用についての国及び都道府県の負担割合は、改正後の河川法施行令第四十二条第一項及び第四項並びに附則第三条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成三年三月三〇日政令第九八〇号)
(施行期日)
1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、海岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、平成三年度及び平成四年度の予算に係る国の負担又は補助(平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度の

国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年
度に支出すべきものとされた国の負担又は補助
及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る國
の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り
越されたものについては、なお從前の例によ
る。

附 則 (平成三年一〇月二十五日政令第三
三三号) 抄

(施行期日)

1 (この政令は、河川法の一部を改正する法律
(平成三年法律第六十一号)の施行の日 (平成
三年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成四年六月二六日政令第二
八号) 抄

(施行期日)

第一條 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に關
する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の
一部を改正する法律(以下「改正法」という。)
の施行の日(平成四年七月四日)から施行す
る。

附 則 (平成五年三月三一日政令第九四
号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成五年四月一日から施行す
る。

(経過措置)

2 改正後の道路の修繕に関する法律の施行に關
する政令、道路法施行令、都市公園法施行令、
道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、
奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河
川法施行令及び交通安全施設等整備事業に關する
緊急措置法施行令の規定は、平成五年度以降
の年度の予算に係る國の負担又は補助(平成四
年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平
成五年度以降の年度に支出すべきものとされた
國の負担又は補助を除く。)について適用し、
平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基
づき平成五年度以降の年度に支出すべきものと
された國の負担又は補助及び平成四年度以前の
年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成
五年度以降の年度に繰り越されたものについて
は、なお從前の例による。

附 則 (平成六年四月二二日政令第一
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成六年五
月十日)から施行する。

附 則 (平成六年五月九日政令第一四〇)
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（平成六年五月十日）から施行する。
附 則 (平成六年七月八日政令第二二八)
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の四及び別表（六）項の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
2 第十五条の四の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成六年九月一九日政令第三〇)
(三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
附 則 (平成七年九月二七日政令第三四五号)
(施行期日)
1 この政令は、河川法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十四号）の施行の日（平成七年十月一日）から施行する。
附 則 (平成九年二月一九日政令第一七号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年一月二八日政令第三四二号)
(施行期日)
第一条 この政令は、河川法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成九年十二月一日）から施行する。
(経過措置)
第二条 改正法附則第二条第一項の規定により当該河川について定められた河川整備基本方針とみなされる当該河川について現に定められている工事実施基本計画の部分は、この政令による改正前の河川法施行令（以下「旧施行令」という。）第十条第二項第一号、第二号及び第三号イに係る当該工事実施基本計画の部分とする。
2 改正法附則第二条第二項の規定により当該河川の区間について定められた河川整備計画とみ

